

## 地域保健対策検討会開催要綱

### 1. 趣 旨

地域保健対策の推進については、地域保健法（昭和22年法律第101号）及び同法第4条の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年12月1日厚生省告示第374号）に定められてところであるが、市町村合併の進展や健康危機管理事案の発生など、近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健の確保を図る検討を行うために地域保健対策検討会を開催する。

### 2. 検討事項

- （1）地域における健康危機管理の体制（地方衛生研究所の機能強化含む）について
- （2）市町村と保健所の連携について
- （3）地域における医療計画との関わりについて
- （4）地域保健対策にかかる人材確保・育成について  
（人材確保については特に医師）

### 3. 本検討会の構成員

別紙のとおり。

### 4. その他

- （1）検討会は健康局長が開催する。
- （2）検討会には座長を置く。
- （3）会議は原則公開とする。
- （4）検討会の事務局は厚生労働省健康局総務課地域保健室に置く。
- （5）本要綱に記載の無い事項については、必要に応じて別途事務局が定める。